

令和3年7月7日
令和3年11月10日改正
令和4年3月2日改正
令和4年9月14日改正
令和5年5月24日改正
教育委員会決定

海外派遣留学の実施可否について

1. 海外派遣留学の実施可否の基準について

「危険情報」及び「感染症危険情報」が発出されている所在地域を派遣先とする派遣留学において、以下に示す a～c の条件をすべて満たした場合、渡航を可能とする。条件をすべて満たさない場合は、渡航を不可とする。なお、「危険情報」または「感染症危険情報」による判断の時期は、派遣先大学の学期開始時期の原則2か月前の時点とする。

a. 【危険情報】

- (1) 派遣先地域の「危険レベル」が1以下であること。

b. 【感染症危険情報】

- (1) 派遣先地域の「感染症危険レベル」が2以下であること。
- (2) 危険レベルが2の場合、感染症危険情報が発出された原因となるウイルスのワクチン接種が完了していること。

※ワクチン接種を行うことで、発症予防効果や重症予防効果等が確認されているが、その効果は経時的に低下していくため、ワクチンの効果が有効な期間での渡航を推奨する。

c. 【その他】

- (1) 派遣先国・地域における入国制限の措置が解除されていること。
- (2) 派遣先大学が留学生の受入を許可しており、対面授業が実施されていること。
- (3) 派遣先国・地域や派遣先大学がワクチン接種に関するルールを求めている場合はそのルールに従うこと。
- (4) 本学が実施する渡航前オリエンテーション（異文化適応・危機管理）に学生が参加し、学生及び家族等が渡航先の国・地域におけるリスクを理解したうえで、学生及び家族等の判断と責任で渡航すること。
- (5) 本学が指定する海外危機管理サービスに加入すること。

2. 渡航・留学中止の判断基準について

派遣実施の判断日以降に「危険レベル」及び「感染症危険レベル」が引き上げられ、渡航を可能とする条件を満たさなくなった場合及び早期の退避が外務省から勧告された場合等においては、渡航・留学を中止し、帰国の指示を出すものとする。

なお、派遣実施の判断日以降に、本学の指示により出発前に渡航を中止する場合、又は留学を中断して帰国する場合に発生する費用について以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 派遣実施の判断日以降に、本学の指示により渡航を中止する場合

原則として往復航空券のキャンセルにかかる費用のみを留学準備金として支給することとし、留学準備金の支給後に留学中止となった場合は、当該費用を差し引いた額の返納を求めることとする。

(2) 渡航後に、本学の指示により留学を中断して帰国する場合

上記 c-(4)において渡航の条件としている「学生及び家族等の判断と責任で渡航すること」には、留学が突然中止になった場合に発生する金銭的負担を学生及び家族等が引き受けることを含んでいることから、留学準備金及び滞在費以外の追加費用は支給しない。

3. 渡航・留学が中止された場合の措置について

協定校が留学期間の後ろ倒しまたは留学期間の短縮を許可し、次回の派遣枠数に影響がない場合に限り、以下の措置を認めることとする。ただし、留学期間の後ろ倒しまたは留学期間の短縮が認められた者については、次回以降の応募は認めないこととする。

(1) 1セメスター（半年間）の派遣内定者

派遣が中止となった場合、留学時期の後ろ倒しを認める。

(2) 2セメスター（1年間）の派遣内定者

1セメスター目の派遣が中止となった場合、留学時期の後ろ倒しまたは2セメスター目のみの派遣（留学期間の短縮）を認める。

なお、留学期間の後ろ倒しの場合、単位互換認定のスケジュールを確認すること。